

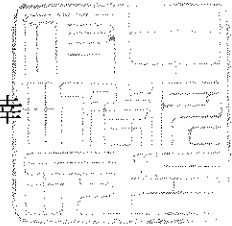


府 発 第 4 2 8 5 号

令和 6 年 1 月 1 2 日

第二東京弁護士会 会長 日下部 真 治 殿

府中刑務所長 八 代 宏 幸



照会に関する回答について

令和 6 年 1 0 月 1 日付け二弁令和 6 年人第 1 2 6 6 号「人権救済申立事件にかかる勧告についての対処状況について（照会）」に係る標記については、以下のとおり回答します。

記

当所では、昼夜居室処遇者に対して、「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について（依命通達）」に基づき、定期的に他の受刑者と接する機会を与えています。また、男性同士の恋愛を描いた書籍等の閲覧については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 7 0 条に基づいて判断しているほか、身体障害者手帳申請のための医師の診断書についても、受刑者の意向を尊重しつつ、適切に対応しております。